

えっ！クーリング・オフができないの？



「店舗や通信販売で購入した商品をクーリング・オフしたい」という相談が入りました。

クーリング・オフとは訪問販売や電話勧誘販売など突然の勧誘で、冷静に判断できないような取引の場合などに、無条件で解約できる制度です。

店舗販売や通信販売など、消費者がじっくり考えて契約できる取引の場合、クーリング・オフは適用されません。解約するには事業者の合意が必要です。

詳細は札幌市消費者センターHP をご覧下さい。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ